

## 瀬戸内町公用車車両広告掲出基準

### (目的)

第1条 この基準は、本町が所有する公用車（以下「公用車」という。）に対する広告の掲出（以下「広告掲出」という。）について、道路の交通安全、町の景観及び公共性等に配慮するため、必要な基準について定める。

### (安全性の基準)

第2条 広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、道路交通安全を阻害するおそれがあるものは掲出しない。

(1) 周囲の運転者が誤解を招くなど、公衆に対し危害を及ぼすおそれがあるもの

- ① 過度に鮮やかな模様などにより、事故を誘発するおそれがあるもの
- ② 信号、交通標識と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ③ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 周囲の運転者の注意力を散漫にするもの

- ① 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- ② ヌード、水着等を表示するもの
- ③ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- ④ 絵柄や文字が過密であるもの

### (町の景観上の基準)

第3条 広告の内容及びデザイン等が各号のいずれかに該当し、町の景観を損なうおそれがあるものは掲出しない。

- ① 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- ② 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- ③ 美観を損ねるような、くどく、どぎついデザインのもの
- ④ 景観と違和感のあるデザインのもの
- ⑤ 性を意識させるようなデザインのもの
- ⑥ 身体の一部を強調するようなデザインのもの
- ⑦ 意味が不明なもの等、不快感を起こさせるもの

(その他の基準)

第4条 広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当するものは掲出しない。

(1) 人権侵害、名誉棄損にあたるもの

- ① 人権侵害、差別、信用棄損、名誉棄損又はプライバシーの侵害のおそれのあるもの
- ② 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ③ 性差別又は著しく性的感情を刺激する表現のもの

(2) 青少年の健全育成に反するもの

- ① 暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
- ② ギャンブル等を肯定するもの
- ③ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(3) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

- ① 虚偽の内容を表示するもの
- ② 法令等で認められていない業種・商法・商品
- ③ 国家資格に基づかない者が行う療法等
- ④ 誇大・比較広告等広告手法上議論のあるもの
- ⑤ 責任の所在が明確でないもの

(4) その他広告掲出が望ましくないもの

- ① 卑猥な内容・デザインのもの
- ② 風俗営業、風俗関連営業に関するもの
- ③ 消費者金融に関するもの
- ④ 喫煙を推奨するもの
- ⑤ 世論が大きく分かれている業種・商品
- ⑥ 社会問題を起こしている業種・会社・商品
- ⑦ その他社会風紀を乱すおそれのあるもの
- ⑧ 名刺広告に類似するもの

附 則

この基準は、公布の日から施行する。